

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月12日
【届出者の氏名又は名称】	ウブシロン投資事業有限責任組合 無限責任組合員 META Capital株式会社 代表取締役 税所 篤
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区赤坂9丁目7番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂9丁目7番2号
【電話番号】	03-3408-3100
【事務連絡者氏名】	無限責任組合員 META Capital株式会社 ディレクター 橋本 希有子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ウブシロン投資事業有限責任組合 (東京都港区赤坂9丁目7番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ウブシロン投資事業有限責任組合をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、澤田ホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、事前承認の審査のために追加の情報・書類をthe Bank of Mongolia(以下「モンゴル銀行」といいます。) に対して提出することを要請する、モンゴル銀行からの2020年6月22日付書面への対応として、追加で提出することを要請された当該情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断したものを同年8月11日付で提出したこと、併せて、同日付で、事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい(具体的な返答期限は記載しておりません。)旨を記載したモンゴル銀行宛書面をモンゴル銀行に提出したことに伴い、2020年2月20日付で提出いたしました公開買付届出書(同年3月9日付、同月24日付、同年4月6日付、同月20日付、同年5月20日付、同月26日付、同年6月8日付、同月18日付、同月30日付、同年7月13日付及び同月29日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

6 株券等の取得に関する許可等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

(前略)

また、公開買付者は、本書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、2020年7月29日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を2020年8月13日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計117営業日とすることといたしました。

(中略)

そして、公開買付者は、ハーン銀行が、モンゴル銀行から、事前承認の審査のために追加の情報・書類をモンゴル銀行に対して提出することを要請する、2020年6月22日付書面を受領した旨を、同月24日、対象者から伝えられました。同書面には、「CONFIDENTIAL」と記載されているため、同書面の内容については機密性が求められていると理解しており、追加で提出することを要請されている情報・書類の詳細については開示することはできません。なお、同書面には、具体的な返答期限は記載されておりませんが、公開買付者としては、要請された情報・書類を提出するなど上記要請に対して真摯に対応する予定です。追加で提出することを要請された情報・書面は同年7月上旬を目処に提出する予定でしたが、第三者から取得する必要がある情報・書面について想定よりも取得に時間を要しているため、同月13日時点までに提出できておりませんでした。また、提出することを要請された情報・書面の取得、作成等は既に開始しており、同月13日時点までの取得、作成状況から同月内には対応できると同月13日時点において判断しておりましたが、追加で提出することを要請された情報・書面は、個人及び法人の機密事項を内容とするものが多く、当該個人及び法人との間で、当該情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議等に想定よりも時間を要しているため、本書提出日現在も、当該追加で提出することを要請された情報・書類を提出するに至っておりません。

公開買付者は、当該個人及び法人に関する情報のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては、同月27日にモンゴル銀行に対して書面(以下「2020年7月27日モンゴル銀行宛書面」といいます。)で伝えました。2020年7月27日モンゴル銀行宛書面には、モンゴル銀行に対して何らかの回答を求める質問等は記載しておりません。追加で提出することを要請された情報・書類のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては準備を進めており、同年8月中旬には提出できると本書提出日現在において判断しております。

なお、公開買付者が追加で提出することを要請された当該情報・書類の提出を完了した後、モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した2020年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、今回再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと判断したため、モンゴル銀行に対して確認しておらず、公開買付者は把握しておりません。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、上記2020年6月22日付書面において提出することを要請されている情報・書類の提出状況について進展があった場合、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が提出した追加情報・書類に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合その他事前承認の取得に関して進展があった場合、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

公開買付者は、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書類のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議において、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面に記載したものの以外の情報・書類については、当該情報・書類に記載された機密事項の主体である当該個人及び法人から第三者に開示することは許可できない旨の返答があったことを踏まえ、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書類のうち2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えたものの以外の情報・書類は提出できないと判断しており、同情報・書類を提出しなかった場合には、モンゴル銀行から当該情報についても提出することを要請する追加的な連絡又は要請を受ける可能性や、モンゴル銀行による事前承認を取得できない可能性があります。モンゴル銀行との間で当該情報・書類の提出を免除してもらうことについて協議を行うなどして、事前承認を取得できない事態を回避すべく対応する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、公開買付者は、本書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、2020年7月29日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を2020年8月13日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計117営業日とすることといたしました。その後、公開買付者は、本書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、2020年8月12日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を2020年8月26日(水曜日)まで延長し、公開買付期間を合計126営業日とすることといたしました。

(中略)

そして、公開買付者は、ハーン銀行が、モンゴル銀行から、事前承認の審査のために追加の情報・書類をモンゴル銀行に対して提出することを要請する、2020年6月22日付書面を受領した旨を、同月24日、対象者から伝えられました。同書面には、「CONFIDENTIAL」と記載されているため、同書面の内容については機密性が求められていると理解しており、追加で提出することを要請されている情報・書類の詳細については開示することはできません。なお、同書面には、具体的な返答期限は記載されておりませんが、公開買付者としては、要請された情報・書面を提出するなど上記要請に対して真摯に対応してまいりました。追加で提出することを要請された情報・書面は同年7月上旬を目処に提出する予定でしたが、第三者から取得する必要がある情報・書面について想定よりも取得に時間を要したため、同月13日時点までに提出できておりませんでした。また、提出することを要請された情報・書面の取得、作成等は既に開始しており、同月13日時点までの取得、作成状況から同月内には対応できると同月13日時点において判断しておりましたが、追加で提出することを要請された情報・書面は、個人及び法人の機密事項を内容とするものが多く、当該個人及び法人との間で、当該情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議等に想定よりも時間を要したため、同月29日時点においても、当該追加で提出することを要請された情報・書面を提出するに至っておりませんでした。

公開買付者は、当該個人及び法人に関する情報のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては、同月27日にモンゴル銀行に対して書面(以下「2020年7月27日モンゴル銀行宛書面」といいます。)で伝えました。2020年7月27日モンゴル銀行宛書面には、モンゴル銀行に対して何らかの回答を求める質問等は記載しておりません。追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては準備を進めており、同年8月中旬には提出できると同月29日時点において判断しておりました。

そして、公開買付者は、2020年8月11日付で、追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものを、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。また、公開買付者は、併せて、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい(当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。)旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。

なお、公開買付者が追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものの提出を完了いたしました。モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した2020年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと同年7月29日時点において判断したため、同日時点においてはモンゴル銀行に対して確認しておらず、本書提出日現在において公開買付者は把握しておりません。もっとも、公開買付者としては、可及的速やかに事前承認を取得したいとの強い意向を引き続き有していることから、上記の通り、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい(当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。)旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が2020年8月11日付で提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合その他事前承認の取得に関して進展があった場合、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

公開買付者は、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議において、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面に記載したものを以外の情報・書面については、当該情報・書面に記載された機密事項の主体である当該個人及び法人から第三者に開示することは許可できない旨の返答

があったことを踏まえ、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のうち2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えたもの以外の情報・書面は提出できないと判断しており、本書提出日現在において同情報・書面を提出していないことから、モンゴル銀行から当該情報についても提出することを要請する追加的な連絡又は要請を受ける可能性や、情報・書面に記載された機密事項の主体である個人及び法人から第三者に開示することを許可されないため公開買付者が当該追加的な連絡又は要請に従った対応を取れなかった場合等にモンゴル銀行による事前承認を取得できない可能性があります、モンゴル銀行との間で当該情報・書面の提出を免除してもらうことについて協議を行うなどして、事前承認を取得できない事態を回避すべく対応する予定です。

(後略)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

(前略)

なお、公開買付者は、上記のとおり、公開買付期間を2020年8月13日まで延長したため、同年3月31日までに対象者株式を取得し同日を基準日とする配当を取得すること、同年3月中に本公開買付けの決済を行い対象者を子会社化すること、及び同年5月末までに対象者に対し役員を派遣することは困難な状況になりましたが、対象者を子会社化し、対象者に対し役員を派遣する方針に変更はなく、本公開買付けの終了後速やかに決済を行い対象者を子会社化するとともに、本公開買付けの終了後可能な限り速やかに対象者に対し役員を派遣することを予定しております。

(中略)

また、追加で提出することを要請された情報・書面は、個人及び法人の機密事項を内容とするものが多く、当該個人及び法人との間で、当該情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議等に想定よりも時間を要しているため、本書提出日現在も、当該追加で提出することを要請された情報・書面を提出するに至っておりません。公開買付者は、当該個人及び法人に関する情報のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えました。2020年7月27日モンゴル銀行宛書面には、モンゴル銀行に対して何らかの回答を求める質問等は記載しておりません。追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては準備を進めており同年8月中旬には提出できると本書提出日現在において判断したことから(なお、公開買付者が追加で提出することを要請された当該情報・書面の提出を完了した後、モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するか^{の決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した同年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、今回再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと判断したため、モンゴル銀行に対して確認しておらず、公開買付者は把握しておりません。)、公開買付者は、公開買付期間を、8月13日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計117営業日とすることといたしました。}

(中略)

そして、公開買付者は、ハーン銀行が、モンゴル銀行から、事前承認の審査のために追加の情報・書類をモンゴル銀行に対して提出することを要請する、2020年6月22日付書面を受領した旨を、同月24日、対象者から伝えられました。同書面には、「CONFIDENTIAL」と記載されているため、同書面の内容については機密性が求められていると理解しており、追加で提出することを要請されている情報・書類の詳細については開示することはできません。なお、同書面には、具体的な返答期限は記載されておりませんが、公開買付者としては、要請された情報・書面を提出するなど上記要請に対して真摯に対応する予定です。追加で提出することを要請された情報・書面は同年7月上旬を目処に提出する予定でしたが、第三者から取得する必要のある情報・書面について想定よりも取得に時間を要しているため、同月13日時点までに提出できておりませんでした。また、提出することを要請された情報・書面の取得、作成等は既に開始しており、同月13日時点までの取得、作成状況から同月内には対応できると同月13日時点において判断しておりましたが、追加で提出することを要請された情報・書面は、個人及び法人の機密事項を内容とするものが多く、当該個人及び法人との間で、当該情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議等に想定よりも時間を要しているため、本書提出日現在も、当該追加で提出することを要請された情報・書面を提出するに至っておりません。

公開買付者は、当該個人及び法人に関する情報のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えました。2020年7月27日モンゴル銀行宛書面には、モンゴル銀行に対して何らかの回答を求める質問等は記載しておりません。追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては準備を進めており、同年8月中旬には提出できると本書提出日現在において判断しております。

なお、公開買付者が追加で提出することを要請された当該情報・書面の提出を完了した後、モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した2020年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、今回再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと判断したため、モンゴル銀行に対して確認しておらず、公開買付者は把握しておりません。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、上記2020年6月22日付書面において提出することを要請されている情報・書類の提出状況について進展があった場合、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が提出した追加情報・書面に關する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合その他事前承認の取得に關して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

公開買付者は、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に關する協議において、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面に記載したものの以外の情報・書面については、当該情報・書面に記載された機密事項の主体である当該個人及び法人から第三者に開示することは許可できない旨の返答があったことを踏まえ、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のうち2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えたものの以外の情報・書面は提出できないと判断しており、同情報・書面を提出しなかった場合には、モンゴル銀行から当該情報についても提出することを要請する追加的な連絡又は要請を受ける可能性や、モンゴル銀行による事前承認を取得できない可能性があります。モンゴル銀行との間で当該情報・書面の提出を免除してもらうことについて協議を行うなどして、事前承認を取得できない事態を回避すべく対応する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、公開買付者は、上記のとおり、公開買付期間を2020年8月26日まで延長したため、同年3月31日までに対象者株式を取得し同日を基準日とする配当を取得すること、同年3月中に本公開買付けの決済を行い対象者を子会社化すること、及び同年5月末までに対象者に対し役員を派遣することは困難な状況になりましたが、対象者を子会社化し、対象者に対し役員を派遣する方針に変更はなく、本公開買付けの終了後速やかに決済を行い対象者を子会社化するとともに、本公開買付けの終了後可能な限り速やかに対象者に対し役員を派遣することを予定しております。

(中略)

また、追加で提出することを要請された情報・書面は、個人及び法人の機密事項を内容とするものが多く、当該個人及び法人との間で、当該情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に關する協議等に想定よりも時間を要したため、同月29日時点においても、当該追加で提出することを要請された情報・書面を提出するに至っておりませんでした。公開買付者は、当該個人及び法人に關する情報のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えました。2020年7月27日モンゴル銀行宛書面には、モンゴル銀行に対して何らかの回答を求める質問等は記載しておりません。追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては準備を進めており同年8月中旬には提出できると同月29日時点において判断したことから(なお、公開買付者が追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものの提出を完了いたしました。が、モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した同年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと同年7月29日時点において判断したため、同日時点においてはモンゴル銀行に対して確認しておらず、本書提出日現在において公開買付者は把握しておりません。)、公開買付者は、公開買付期間を、8月13日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計117営業日とすることといたしました。その後、公開買付者は、2020年8月11日付で、追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものを、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出し、また、公開買付者は、併せて、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい(当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。)旨を記載した同年8

月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出したことから、公開買付者は、公開買付期間を、8月26日（水曜日）まで延長し、公開買付期間を合計126営業日とすることといたしました。

（中略）

そして、公開買付者は、ハーン銀行が、モンゴル銀行から、事前承認の審査のために追加の情報・書類をモンゴル銀行に対して提出することを要請する、2020年6月22日付書面を受領した旨を、同月24日、対象者から伝えられました。同書面には、「CONFIDENTIAL」と記載されているため、同書面の内容については機密性が求められていると理解しており、追加で提出することを要請されている情報・書類の詳細については開示することはできません。なお、同書面には、具体的な返答期限は記載されておりませんが、公開買付者としては、要請された情報・書面を提出するなど上記要請に対して真摯に対応してまいりました。追加で提出することを要請された情報・書面は同年7月上旬を目処に提出する予定でしたが、第三者から取得する必要がある情報・書面について想定よりも取得に時間を要したため、同月13日時点までに提出できておりませんでした。また、提出することを要請された情報・書面の取得、作成等は既に開始しており、同月13日時点までの取得、作成状況から同月内には対応できると同月13日時点において判断しておりましたが、追加で提出することを要請された情報・書面は、個人及び法人の機密事項を内容とするものが多く、当該個人及び法人との間で、当該情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議等に想定よりも時間を要したため、同月29日時点においても、当該追加で提出することを要請された情報・書面を提出するに至っておりませんでした。

公開買付者は、当該個人及び法人に関する情報のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えました。2020年7月27日モンゴル銀行宛書面には、モンゴル銀行に対して何らかの回答を求める質問等は記載しておりません。追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては準備を進めており、同年8月中旬には提出できると同月29日時点において判断しておりました。

そして、公開買付者は、2020年8月11日付で、追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものを、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。また、公開買付者は、併せて、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい（当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。）旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。

なお、公開買付者が追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものの提出を完了いたしました。モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した2020年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと同年7月29日時点において判断したため、同日時点においてはモンゴル銀行に対して確認しておらず、本書提出日現在において公開買付者は把握しておりません。もっとも、公開買付者としては、可及的速やかに事前承認を取得したいとの強い意向を引き続き有していることから、上記の通り、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい（当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。）旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が2020年8月11日付で提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合その他事前承認の取得に関して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

公開買付者は、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議において、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面に記載したものの以外の情報・書面については、当該情報・書面に記載された機密事項の主体である当該個人及び法人から第三者に開示することは許可できない旨の返答があったことを踏まえ、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のうち2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えたものの以外の情報・書面は提出できないと判断しており、本書提出日現在において同情報・書面を提出していないことから、モンゴル銀行から当該情報についても提出することを要請する追加的な連絡又は要請を受ける可能性や、情報・書面に記載された機密事項の主体である個人及び法人から第三者に開

示することを許可されないため公開買付者が当該追加的な連絡又は要請に従った対応を取れなかった場合等にモンゴル銀行による事前承認を取得できない可能性があります。モンゴル銀行との間で当該情報・書面の提出を免除してもらうことについて協議を行うなどして、事前承認を取得できない事態を回避すべく対応する予定です。

(後略)

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2020年2月20日(木曜日)から2020年8月13日(木曜日)まで(117営業日)
公告日	2020年2月20日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2020年2月20日(木曜日)から2020年8月26日(水曜日)まで(126営業日)
公告日	2020年2月20日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

6【株券等の取得に関する許可等】

(訂正前)

(前略)

また、追加で提出することを要請された情報・書面は、個人及び法人の機密事項を内容とするものが多く、当該個人及び法人との間で、当該情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議等に想定よりも時間を要しているため、本書提出日現在も、当該追加で提出することを要請された情報・書面を提出するに至っておりません。公開買付者は、当該個人及び法人に関する情報のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えました。2020年7月27日モンゴル銀行宛書面には、モンゴル銀行に対して何らかの回答を求める質問等は記載しておりません。追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては準備を進めており同年8月中旬には提出できると本書提出日現在において判断したことから(なお、公開買付者が追加で提出することを要請された当該情報・書面の提出を完了した後、モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した同年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、今回再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと判断したため、モンゴル銀行に対して確認しておらず、公開買付者は把握しておりません。)、公開買付者は、公開買付期間を、8月13日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計117営業日とすることといたしました。

(中略)

そして、公開買付者は、ハーン銀行が、モンゴル銀行から、事前承認の審査のために追加の情報・書類をモンゴル銀行に対して提出することを要請する、2020年6月22日付書面を受領した旨を、同月24日、対象者から伝えられました。同書面には、「CONFIDENTIAL」と記載されているため、同書面の内容については機密性が求められていると理解しており、追加で提出することを要請されている情報・書類の詳細については開示することはできません。なお、同書面には、具体的な返答期限は記載されておりませんが、公開買付者としては、要請された情報・書面を提出するなど上記要請に対して真摯に対応する予定です。追加で提出することを要請された情報・書面は同年7月上旬を目処に提出する予定でしたが、第三者から取得する必要のある情報・書面について想定よりも取得に時間を要しているため、同月13日時点までに提出できておりませんでした。また、提出することを要請された情報・書面の取得、作成等は既に開始しており、同月13日時点までの取得、作成状況から同月内には対応できると同月13日時点において判断しておりましたが、追加で提出することを要請された情報・書面は、個人及び法人の機密事項を内容とするものが多く、当該個人及び法人との間で、当該情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議等に想定よりも時間を要しているため、本書提出日現在も、当該追加で提出することを要請された情報・書面を提出するに至っておりません。

公開買付者は、当該個人及び法人に関する情報のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えました。2020年7月27日モンゴル銀行宛書面には、モンゴル銀行に対して何らかの回答を求める質問等は記載しておりません。追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては準備を進めており、同年8月中旬には提出できると本書提出日現在において判断しております。

なお、公開買付者が追加で提出することを要請された当該情報・書面の提出を完了した後、モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性

質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した2020年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、今回再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと判断したため、モンゴル銀行に対して確認しておらず、公開買付者は把握しておりません。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、上記2020年6月22日付書面において提出することを要請されている情報・書類の提出状況について進展があった場合、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合その他事前承認の取得に関して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

公開買付者は、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議において、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面に記載したものの以外の情報・書面については、当該情報・書面に記載された機密事項の主体である当該個人及び法人から第三者に開示することは許可できない旨の返答があったことを踏まえ、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のうち2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えたものの以外の情報・書面は提出できないと判断しており、同情報・書面を提出しなかった場合には、モンゴル銀行から当該情報についても提出することを要請する追加的な連絡又は要請を受ける可能性や、モンゴル銀行による事前承認を取得できない可能性があります。モンゴル銀行との間で当該情報・書面の提出を免除してもらうことについて協議を行うなどして、事前承認を取得できない事態を回避すべく対応する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

また、追加で提出することを要請された情報・書面は、個人及び法人の機密事項を内容とするものが多く、当該個人及び法人との間で、当該情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議等に想定よりも時間を要したため、同月29日時点においても、当該追加で提出することを要請された情報・書面を提出するに至っておりませんでした。公開買付者は、当該個人及び法人に関する情報のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えました。2020年7月27日モンゴル銀行宛書面には、モンゴル銀行に対して何らかの回答を求める質問等は記載しておりません。追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断したものは準備を進めており同年8月中旬には提出できると同月29日時点において判断したことから(なお、公開買付者が追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものの提出を完了いたしました。)モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した同年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと同年7月29日時点において判断したため、同日時点においてはモンゴル銀行に対して確認しておらず、本書提出日現在において公開買付者は把握しておりません。)、公開買付者は、公開買付期間を、8月13日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計117営業日とすることといたしました。その後、公開買付者は、2020年8月11日付で、追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものを、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出し、また、公開買付者は、併せて、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい(当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。)旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出したことから、公開買付者は、公開買付期間を、8月26日(水曜日)まで延長し、公開買付期間を合計126営業日とすることといたしました。

(中略)

そして、公開買付者は、ハーン銀行が、モンゴル銀行から、事前承認の審査のために追加の情報・書類をモンゴル銀行に対して提出することを要請する、2020年6月22日付書面を受領した旨を、同月24日、対象者から伝えられました。同書面には、「CONFIDENTIAL」と記載されているため、同書面の内容については機密性が求められていると理解しており、追加で提出することを要請されている情報・書類の詳細については開示することはできません。なお、同書面には、具体的な返答期限は記載されておりませんが、公開買付者としては、要請された情報・書面を提出するなど上記要請に対して真摯に対応してまいりました。追加で提出することを要請された情報・書面は同年7月上旬を目処に提出する予定でしたが、第三者から取得する必要のある情報・書面について想定よりも取得に時間を要したため、同月13日時点までに提出できておりませんでした。また、提出することを要請された情報・書面の取得、作成等は既に開始しており、同月13日時点までの取得、作成状況から同月内には対応できると同月13日時点において判断し

ておりましたが、追加で提出することを要請された情報・書面は、個人及び法人の機密事項を内容とするものが多く、当該個人及び法人との間で、当該情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議等に想定よりも時間を要したため、同月29日時点においても、当該追加で提出することを要請された情報・書面を提出するに至っておりませんでした。

公開買付者は、当該個人及び法人に関する情報のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えました。2020年7月27日モンゴル銀行宛書面には、モンゴル銀行に対して何らかの回答を求める質問等は記載しておりません。追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断したものについては準備を進めており、同年8月中旬には提出できると同月29日時点において判断しておりました。

そして、公開買付者は、2020年8月11日付で、追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものを、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。また、公開買付者は、併せて、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい（当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。）旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。

なお、公開買付者が追加で提出することを要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し2020年7月27日モンゴル銀行宛書面において記載していたものの提出を完了いたしましたが、モンゴル銀行が事前承認の申請に対して承認するか又は否認するかの決定に係る判断を行うまでに要する期間の目処については、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行う時期について裁量を有している状況においては、いつまでに当該許認可等を行うかについて照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、本件においても、過去にモンゴル銀行に提出した2020年5月29日付の書面において事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨を伝えましたがモンゴル銀行から返答がなされていないことから、再度モンゴル銀行に照会しても明確な回答を得られる見込みがないと同年7月29日時点において判断したため、同日時点においてはモンゴル銀行に対して確認しておらず、本書提出日現在において公開買付者は把握しておりません。もっとも、公開買付者としては、可及的速やかに事前承認を取得したいとの強い意向を引き続き有していることから、上記の通り、モンゴル銀行に対して、公開買付者が提出済みの情報・書面をもって事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する旨、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい（当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。）旨を記載した同年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を、同月12日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が2020年8月11日付で提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合その他事前承認の取得に関して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

公開買付者は、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のモンゴル銀行への提出の可否に関する協議において、2020年7月27日モンゴル銀行宛書面に記載したものの以外の情報・書面については、当該情報・書面に記載された機密事項の主体である当該個人及び法人から第三者に開示することは許可できない旨の返答があったことを踏まえ、モンゴル銀行から追加で提出することを要請された情報・書面のうち2020年7月27日モンゴル銀行宛書面で伝えたものの以外の情報・書面は提出できないと判断しており、本書提出日現在において同情報・書面を提出していないことから、モンゴル銀行から当該情報についても提出することを要請する追加的な連絡又は要請を受ける可能性や、情報・書面に記載された機密事項の主体である個人及び法人から第三者に開示することを許可されないため公開買付者が当該追加的な連絡又は要請に従った対応を取れなかった場合等にモンゴル銀行による事前承認を取得できない可能性がありますが、モンゴル銀行との間で当該情報・書面の提出を免除してもらうことについて協議を行うなどして、事前承認を取得できない事態を回避すべく対応する予定です。

（後略）

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2020年8月20日(木曜日)

(訂正後)

2020年9月2日(水曜日)

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第63期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月12日 関東財務局長
に提出

(訂正後)

事業年度 第63期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月12日 関東財務局長
に提出

事業年度 第64期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月11日 関東財務局長
に提出

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2020年8月12日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

また、対象者が、2020年8月11日付で、事業年度第64期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)に係る四半期報告書を関東財務局に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本書に添付いたします。